## 議案第76号

指定管理者の指定について(桐生市体育施設)

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法 律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

- 1 施設の名称
- (1) 桐生市民体育館
- (2) 桐生球場
- (3) 桐生球場附属球場
- (4) 桐生市民プール
- (5) 陸上競技場
- (6) 元宿庭球コート
- (7) 相生庭球コート
- (8) 相川庭球コート
- (9) 相撲道場
- (10) 桐生弓道場
- (11) ユーユー広場
- (12) 桐生境野球場
- (13) 桐生スケートセンター
- 2 指定する団体 桐

桐生市織姫町2番5号

公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

## 議 案 説 明

議案第76号 指定管理者の指定について(桐生市体育施設)

桐生市体育施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。